

住民課から お知らせ

年金情報



新成人のみなさん

国民年金の加入手続き をしましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳以上から60歳までの人が加入することになっています。

自営業者、学生などは『第1号被保険者』に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に『第2号被保険者』に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は『第3号被保険者』になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。

また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで障害が残ったときや、18歳未満の子どもを残して父親が亡くなった

ときなどにも年金を支給して、思いがけない人生の『万一』もサポートします。

加入手続きは、第1号被保険者は市区町村役場で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。

第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります（『学生納付特例制度』『若年者納付猶予制度』『保険料免除（半額・全額）制度』）。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

手続きのお問い合わせは、大崎町役場住民課、鹿屋社会保険事務所へ。

電話での年金相談は、『ねんきんダイヤル』へ

年金電話相談センター等の番号を集約し、平成17年10月31日より『ねんきんダイヤル』が始まりました。

●年金請求などの年金相談は、
TEL 0570-05-1165

●年金を受けている方の年金相談は、
TEL 0570-07-1165
受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。（土日祝日を除く）

通話料金は、一般固定電話の場合、接続先に関わらず、市内通話料金でご利用いただけます。

電話機の設定やPHSなど電話機によつては、ご利用できない場合があります。お手数ですが、ほかの電話機でおかけ直しいただくか、お近くの社会保険事務所へおかけください。

なお、これまでの年金電話相談センター（全国23か所）と社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号はご利用になれませんので、ご注意ください。

年金の裁定請求書の 事前送付について

平成17年10月から、老齢年金を請求される方の利便性の向上と請求漏れを防ぐため、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の請求書『裁定請求書』や、『年金に関するお知らせ（はがき）』を送付しています。

老齢基礎年金の受給資格要件が確認できた方に対し、年金加入期間をあらかじめ印字した『裁定請求書』が60歳または65歳到達月の3か月前に業務センターから送付されます。

また、老齢基礎年金の受給資格期間が確認できない方や60歳を過ぎてから受給権が発生する方には、裁定請求の手続きなどを説明したはがきを送付されます。

『裁定請求書』や、『年金に関するお知らせ（はがき）』の内容や手続き等についてのお問い合わせは、鹿屋社会保険事務所または『ねんきんダイヤル』（電話番号0570-05-1165）へお問い合わせください。

源泉徴収票を お送りします

老齢の年金を受けている方には、毎年1月中に社会保険業務センターから源泉徴収票をお送りしています。源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や、年金から差し引いた所得税額などをお知らせするものです。障害年金、遺族年金については、課税の対象となっていないため源泉徴収票の発行は行っていません。

税金の確定申告をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになりますので、申告をするまで大切に保管してください。源泉徴収票が2月になつても届かないときや、紛失したときは再発行できますので、鹿屋社会保険事務所にお申し出ください。

【問い合わせ先】

・鹿屋社会保険事務所
TEL 0994-42-5121
・大崎町役場住民課国民年金係
TEL 099-476-1111

（内線121）